

令和2年第9回女川町教育委員会会議録

- | | | |
|----|-------------|---|
| 1 | 招集月日 | 令和2年7月29日(水) |
| 2 | 招集場所 | 女川町生涯学習センター 研修室2 |
| 3 | 出席委員等 | 1番 横井 一彦 委員
2番 阿部 喜英 委員
3番 新福 悦郎 委員
4番 中村 たみ子 委員
村上 善司 教育長 |
| 4 | 欠席委員 | なし |
| 5 | 説明のため出席したもの | 教育総務課長 伊藤 富士子
生涯学習課長 中嶋 憲治 |
| 6 | 本委員会の書記 | 教育総務課 課長補佐 今村 等 |
| 7 | 開 会 | 午前10時00分 |
| 8 | 会期の決定 | 会期は本日1日限りといたします。 |
| 9 | 前回会議録の承認 | 教育長 はじめに、前回の会議録の承認の件をお諮りします。
すでに配布されておりますが委員の皆様方何かお気づきの点はありませんか。
無いようですので、承認とさせていただきます。 |
| 10 | 会議録署名委員の指名 | 教育長 1番 横井 一彦 委員
4番 中村 たみ子 委員 よろしくお願いたします。 |
| 11 | 議 事 | 教育長 それでは、議事に入ります。
報告第13号「専決処分の承認を求めることについて」をお諮りします。
書記に議案を朗読させます。
(議案朗読)
教育長 ただ今の議案について、提案理由の説明を求めます。
教育総務課長 それでは私から、報告第13号「専決処分の承認を求めることについて」、内容のご説明をさせていただきます。
専決処分をした内容につきましては、女川町町民野球場復旧・改修工事に係ります契約の締結に対する意見についてでございます。条例の制定、改正及び予定価格700万円以上の財産の取得につきましては、議会の議決が必要でございますが、議案の提案は町長 |

の権限であり、教育委員会に議案の提案権はございません。教育委員会に関する議案を上程する場合は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定において、町長は事前に教育委員会の意見を聞かなければならないと規定されております。

また、女川町教育委員会教育長に対する事務委任規則では、教育に関する議会の議決を得るべき議案については、委員会は意見を申し出ることができるかと規定されてございます。

女川町町民野球場復旧・改修工事の契約締結に係る議案を、先般、町議会（第6回臨時会）に提案するため、7月7日付けにて町長から、教育委員会の意見を求められたものでございます。

本来であれば教育委員会を開催して決定すべき案件でございましたが、町議会（第6回）臨時会は7月16日に開会で、町長から議会への議案送付は議会開催の3日前の7月13日に送付することとなります。町長から教育委員会に求められた意見は遅くとも、その前日もしくは当日まで申し出る必要がございました。

女川町教育委員会会議規則第2条の規定により、教育委員会の会議の招集は、教育長が会議の3日前までに、「会議の日時、場所及び会議に付すべき事件」を告示して行うこととなっております。ただし、急を要する場合はこの限りではないとされておりますが、諸般の事情を考慮いたしまして、喫緊で臨時の教育委員会を開催することが難しかったことから、女川町教育委員会教育長に対する事務委任規則第4条第1項の規定に基づきまして、令和2年7月8日付けで専決処分をしたので、同条第2項の規定により、本日の教育委員会に報告し、承認を求めるものでございます。

なお、本案の具体的な内容につきましては、担当課長でございます生涯学習課長から申し上げます。

よろしく願いいたします。

生涯学習課長

それでは、詳細の内容についてご説明差し上げたいと思います。本工事につきましては、女川町町民野球場内の応急仮設住宅の撤去に伴う復旧工事と併せて、老朽化した施設の一部を改修する工事となるものです。

恐れ入りますが、あらかじめ配布してあります議案参考資料1-1にあります、入札業者関係参考資料をお開きいただきたいと思います。

工事名は、女川町町民野球場復旧・改修工事です。

予定価格は3億373万900円に対し、契約金額2億3,254万円、落札率76.56%になっております。

本工事の入札方法につきましては、制限付き一般競争入札として

おり、2社が応札しております。

その結果は、参考資料1-1の左下の表のとおり、令和2年7月3日に開札の結果、東亜道路工業株式会社宮城支店が落札し、仮契約を締結いたしました。

次に、工事の概要について説明させていただきます。

1枚めくっていただきまして、A3判の参考資料1-2をお開きいただきたいと思います。

町民野球場の平面図となっております。

右下の表をご覧くださいと思います。工事概要が書かれています。

この表のとおり、小計の上の部分、グラウンド外掘削、以下三つが土木工事となっております、合計面積が1,845.3㎡となっております。

次に、真ん中、クレイ舗装の欄でございます。こちらに関しましては、舗装工となります。こちらのクレイ舗装、茶色の部分が土になります。外野のところは天然芝舗装、野球の外周は黄色になっておりますが、ここがカラー舗装になっております。あとは外野観客席の芝張り等になりまして、こちらが合わせて14,369.5㎡となっております。

次が、排水工になります。グラウンドの周りにU字側溝、オーダー側溝等を設置するという形となっております。

そのほかに、撤去工といたしましては、両翼の外野フェンスまでの距離を、現在91mですが、95mまで延長したことに伴いまして、外野フェンスを撤去いたします。また、ホームランポールも撤去し、新たに設置するという形になります。

付帯設備工といたしまして、左、写真の120Mと見ますが、こちらのとおり、外野フェンスに安全対策のラバーフェンスとホームランの識別マットを設置いたします。

上の欄になりますが、スコアボードの塗装を行います。スタンドの椅子の改修等も入っております。

以上が、工事の詳細になります。

なお、工期につきましては、議会の議決をいただいた翌日から令和3年3月31日までといたしております。

以上、専決処分の承認を求めることについてに係る説明といたします。ご審議のうえご承認賜りますようお願い申し上げます。

教育長 ただ今の議案の説明についてご質問等ございませんでしょうか。
(発言なし)

教育長 なければ、承認ということによろしいでしょうか。
（「はい」の声あり）

教育長 それでは、報告第 13 号は承認されました。
次に、議案第 19 号「令和 3 年度使用教科用図書及び令和 3 年度
使用学校教育法附則第 9 条の規定による教科用図書（一般図書）
の採択について」をお諮りします。
書記に議案を朗読させます。
（議案朗読）

教育長 ただ今の議案について、提案理由の説明を求めます。

教育総務課長 それでは、議案第 19 号「令和 3 年度使用教科用図書及び令和 3
年度使用学校教育法附則第 9 条の規定による教科用図書（一般図
書）の採択について」、内容のご説明をさせていただきます。
地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 21 条では、教育委
員会の職務権限が規定されており、その中の第 6 号において、「教
科書その他の教材の取扱いに関すること」が規定されてございま
す。
昨年度は、小学校教科用図書及び小・中学校教科用図書（附則第
9 条による一般図書）の選定事務を行いました。今年度は、令
和 3 年度に使用する教科用図書の採択につきまして、東部採択地
区協議会の規約にのっとり、中学校教科用図書及び小・中学校教
科用図書（附則第 9 条による一般図書）の選定事務を行い、去る
7 月 10 日に開催されました東部採択地区協議会で決定され、議
案 2 枚目の「写し」のとおり、令和 2 年 7 月 14 日付けで採択結
果の通知があったものでございます。
教科書の採択につきましては、文部科学省初等中等教育局長から
の通知に基づきまして、当該協議会におきましても、教科用図書
の適正かつ公正な採択を行うこととされてございます。
この採択結果につきましては、3 枚目に昨年度選定事務を行いま
した小学校分、4 枚目に中学校分の採択結果「一覧」を添付して
ございます。
また、義務教育諸学校において使用される教科書につきましては、
無償措置法施行令第 15 条第 1 項の規定により、基本的に同一の
教科書を 4 年間採択しなければならないとされており、令和 3 年
度の使用教科書採択に当たっては、中学校用教科書は、「16 種目」
すべての教科書について新たに採択を行うこととなります。
次のページから、市販の教科用図書または一般図書といわれるも
ので、学校教育法附則第 9 条の規定による一般図書となります。
小学校は、生活、生活/道徳、国語、算数、図工の合計 77 冊、中

学校は、国語、社会、理科、美術、保健体育、職業・家庭、職業・家庭/道徳、英語の合計 32 冊の教科書でございます。

その次のページにつきましては、特別支援学級用のもので、知的障害者用は、小学校は、国語、算数、音楽の合計 10 冊、中学校は、国語、算数、音楽の 6 冊、聴覚障害者用は、小学校は、国語 6 冊、中学校は、国語 1 冊となります。

次に、採択の経過についてご報告をいたします。

6 月 12 日に東部採択地区協議会役員会を開催いたしまして、今年度の教科書選定（採択）の方針、日程等を協議いたしました。女川町、東松島市、石巻市、登米市の小・中学校のそれぞれの担当の中から選出されました調査委員 15 名で、小学校部会、中学校部会ごとに分かれて、6 月 29 日から 30 日の 2 日間にわたりまして調査、研究を行っております。

また、教科書展示会は、6 月 12 日から 7 月 1 日まで宮城県石巻合同庁舎において、また、6 月 23 日から 7 月 10 日まで宮城県登米合同庁舎において、それぞれ開催されております。

これらを踏まえ、7 月 10 日に東部採択地区協議会が開催され、東部採択地区協議会規約第 5 条の規定に基づき、石巻市教育委員会、東松島市教育委員会、登米市教育委員会から各 2 名、そして本町教育委員会から中村委員と村上教育長の 2 名、計 8 名で構成する協議会において、種目ごとの調査員を代表する調査員から報告を受け、宮城県で策定した選定資料を参酌し、教科用図書が選定されました。

なお、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第 13 条では、「教科用図書の採択」についてを規定しており、同条第 5 項で、「当該採択地区内の市町村の教育委員会は、採択地区協議会における協議の結果に基づき、種目ごとに同一の教科用図書を採択しなければならない」とされてございます。

以上、教科用図書（一般図書）の採択に係る内容のご説明を申し上げましたが、よろしくご審議のうえ承認賜りますようお願いいたします。

以上です。

教育長

ただ今の議案の説明についてご質問等ございませんでしょうか。これにつきましては、前回の教育委員会会議でも、教育委員の皆様方に教科書等を閲覧していただき、ご意見等を賜ったところでございます。

また本町では、今年、採択事務を行った中学校 1 校となっております。まして、可能な限り中学校の意見を尊重するというところで、話し

合いを進めてきたところでございます。

本町から出された採択希望というものと7月10日の採択地区協議会で決定したもので異なった教科は、理科と美術でございました。それ以外は、結果として、本町の希望どおりの形となったところでございます。

なお、協議会には、ただ今、教育総務課長からありましたが、私と中村委員が出席させていただきまして、時間は要したのですが、慎重審議させていただき、このような結果となったことをご報告させていただきたいと思っております。

何かございませんでしょうか。

新福委員 前回もお話というか、質問させていただいたのですが、手続きをきちんと踏まえて採択されているので特に反対とかそういうのは全くないのですが、各教科、科目で採択するのでそういうことになるのかもしれないのですが、挙げてみると、東京書籍がものすごく割合が高いということで、あとで調整してみると多かったということにはなるのだと思いますが、そこで調整とか、そういう場があるのかということが、まず一つ疑問です。

それから、ある会社が非常に多くなるというのはどうなのかなというのが私の中にもあって、いろいろ教科書会社がある中で、いろいろな多様な方針で作成しているのに、ある1社に固まってしまいうのはどうなのかなというのがあるものですから、もしそういうことで参考になる話があったら、聞かせてください。

教育長 まず、1点目の調整ということが出たのですが、これは、先程教育総務課長からあったように、16種目、16教科とはならないのですが、例えば社会などは分野等になりますが、いわゆる16種目について一つ一つ採択基準に基づいて審議するものですから、何社以上が出たらだめとか、そういうことは全くございません。結果としてこのようになっているというところでございます。

ただ、ご承知のように、このように東京書籍が多いということで、これはよく、問題視といたしますか、そういう疑問が出たりするのですが、結果としてそのように出ていると。

それで採択協議会の中でも、今まで使っているから選んでいるのではないかというような質問は当然出ました。それで、資料関係でこうだとか、配列がこうだとか、あと見やすさとか、そういう諸々の結果を踏まえて、最終的に決定しております。

それから、先程教育総務課長からもあったのですが、2日間、調査員の方々が本当に時間をかけて16種目を選定しておりますので、それらも踏まえ、さらに8人で最終決定をして、話し合いを

行っておりますので、結果としてこのようになっており、東京書籍が多いというその事実は変わっておりませんが、それについて協議会で、問題視など今回は出ておりませんし、これまでも問題視されているというようなことはないと思っております。

新福委員 分かりました。

教育長 ほかにございませんでしょうか。
(発言なし)

教育長 なければ、承認ということでよろしいでしょうか。
(「はい」の声あり)

教育長 それでは、議案第 19 号は承認されました。
次に、議案第 20 号「女川町教育委員会組織規則の一部を改正する規則の制定について」をお諮りします。
書記に議案を朗読させます。
(議案朗読)

教育長 ただ今の議案について、提案理由の説明を求めます。

教育総務課長 それでは、議案第 20 号「女川町教育委員会組織規則の一部を改正する規則の制定について」、内容をご説明させていただきます。
当該規則につきましては、女川町教育委員会が所管する事務を処理する組織について必要な事項を規定してございます。第 16 条において学校の名称及び位置を、第 23 条におきましては学校給食共同調理場の名称及び位置を、それぞれ規定してございます。
先に開会されました町議会 6 月定例会におきまして、新校舎の竣工・移転により、女川町立女川小・中学校及び学校給食共同調理場の位置の改正に係る「女川町立学校の設置に関する条例等の一部を改正する条例の制定」が可決されたことを受けまして、関連する本規則の改正を行うものでございます。
内容のご説明を申し上げますので、恐れ入りますが、参考資料 2 の新旧対照表をご覧いただきたいと思っております。
左側が改正後（新）、右側が現行（旧）となります。
第 16 条におきまして女川町立学校の設置に関する条例により設置されました、女川町立女川小学校の位置「女川浜字大原 602 番地 3」を「女川一丁目 2 番地 1」に、女川町立女川中学校の位置「女川浜字大原 601 番地 1」を「女川一丁目 2 番地 1」に、次に、第 23 条におきまして女川町学校給食共同調理場設置条例により設置されました、女川町学校給食共同調理場の位置「女川浜字大原 602 番地 3」を「女川一丁目 2 番地 1」に、それぞれ改正するものでございます。
議案に戻っていただきまして、附則といたしまして、改正後の規

則は、条例の施行日と合せ、令和2年8月1日から施行するものとしてございます。

以上、規則の一部を改正する規則の制定についてのご説明とさせていただきます。

よろしくご審議のうえ承認賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

教育長 ただ今の議案の説明についてご質問等ございませんでしょうか。
(発言なし)

教育長 なければ、承認ということによろしいでしょうか。
(「はい」の声あり)

教育長 それでは、議案第20号は承認されました。

次に、議案第21号「女川町立学校の通学区域に関する規則を廃止する規則の制定について」をお諮りします。

書記に議案を朗読させます。

(議案朗読)

教育長 ただ今の議案について、提案理由の説明を求めます。

教育総務課長 それでは、議案第21号「女川町立学校の通学区域に関する規則を廃止する規則の制定について」、内容をご説明させていただきます。

本規則につきましては、学校教育法施行令第5条第2項及び第6条の規定を実施することを目的に、平成9年3月にこの規則を制定してございます。

学校教育法施行令第5条第2項は、「市町村の教育委員会は、当該市町村の設置する小学校及び義務教育学校の数の合計が2以上である場合、又は、当該市町村の設置する中学校及び義務教育学校の数の合計が2以上である場合において、当該就学予定者の就学すべき小学校、中学校又は義務教育学校を指定しなければならない」と規定されておりますことから、この規則を定めてございます。

女川町が設置します小学校及び中学校については、それぞれ1校となっておりますので、通学区域を定める必要性は施行令上ございませんので、今般、新校舎への移転を機に廃止するものでございます。

議案に戻っていただきまして、後ろに廃止する規則を付けてございますが、施行日は、令和2年8月1日とさせていただきます。

以上、説明といたします。

よろしくご審議のうえ承認賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

教育長 ただ今の議案の説明についてご質問等ございませんでしょうか。
(発言なし)

教育長 なければ、承認ということによろしいでしょうか。
(「はい」の声あり)

教育長 それでは、議案第 21 号は承認されました。
次に、議案第 22 号「女川町児童生徒遠距離通学費補助金交付要綱の一部を改正する訓令の制定について」をお諮りします。
書記に議案を朗読させます。
(議案朗読)

教育長 ただ今の議案について、提案理由の説明を求めます。

教育総務課長 それでは、議案第 22 号「女川町児童生徒遠距離通学費補助金交付要綱の一部を改正する訓令の制定について」、内容をご説明させていただきます。
本要綱につきましては、小学校及び中学校の統合等に伴い、交通機関を利用して遠距離通学をする児童及び生徒の通学費の保護者負担の軽減を図り、もって、児童生徒の義務教育の円滑な運営に資することを目的にこの要綱を設置してございます。
震災後は、復興事業により子供たちの通学の安全性を確保するため、スクールバスによる通学を原則としており、公共交通機関を利用する通学はございませんでした。
ただ、本年度第 2 学期からスタートする施設一体型の新たな小・中学校への新校舎移転を機に、震災前と同様、一部の地区を除いて、徒歩による通学を原則としたものであります。町内に居住する児童生徒で、自宅からの通学距離が 2.0 km を超え、公共交通機関を利用しなければ通学するのに支障があるような場合又は通学ができないような場合には、引き続き、遠距離通学費補助金の交付要綱で補助するよう所要の改正を行うものでございます。
内容の詳細をご説明させていただきます。
参考資料の 3-1、新旧対照表をご覧くださいと思います。
左側が改正(新)、右側が現行(旧)となります。
まず、第 1 条では、この要綱の趣旨を定めております。趣旨では、現行、「小学校及び中学校の統合等に伴い交通機関」を利用してというところがございますが、この部分を「公共交通機関」に改めるものでございます。
次に、第 2 条では、補助金の交付対象者等を規定してございます。
第 1 項第 1 号中「交通機関」を「公共交通機関」に改めまして、現行、「(小学校にあっては、大沢及び安住並びに中学校にあって

は、大沢、安住、針浜、浦宿及び尾田峯) から小学校又は中学校に通学する」を「の」に改めさせていただいたものでございます。次に、同条第2項におきまして、補助金の額につきまして、通用期間「1箇月」の通学用定期券価格に「12」を乗じた額を、通用期間「6箇月」の通学用定期券価格に1年間分、上期と下期の「2」を乗じた額に改めるものでございます。

次に、第4条におきまして、「教育委員会」を「町長」に改め、「町長の承認を得て」を削らせていただき、第6条の見出し「補助金の交付方法」を「補助金の交付」と文言の整理をさせていただいております。

また、同条中「補助金は、規則第23条により、四半期ごとに交付する。」を「町長は、前条により交付を決定した場合は、規則第15条の規定に基づき交付するものとする。」というふうに文言を改めさせていただいております。

次に、第7条を第8条とし、第6条の次に、第7条といたしまして、補助金の返還の条項を加えるものでございます。

補助金の返還につきましては、「町長が、申請者が偽りその他不正な申請をしたとき、又は交付決定を受けた者から辞退の申出があったときには、補助金の交付を停止し、又は決定を取り消すことができる。」という条項を加えております。

次に、議案に戻っていただき、附則として、改正後の要綱につきましては、新校舎が令和2年8月1日から供用開始になりますので、その時期に合わせまして、施行日は、令和2年8月1日からとさせていただいております。

以上、女川町児童生徒遠距離通学費補助金交付要綱の一部改正についてのご説明とさせていただきます。

よろしくご審議のうえ承認賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

教育長 ただ今の議案の説明についてご質問等ございませんでしょうか。
(発言なし)

教育長 なければ、承認ということでよろしいでしょうか。
(「はい」の声あり)

教育長 それでは、議案第22号は承認されました。

次に、議案第23号「女川町学校施設町民会議設置要綱を廃止する訓令の制定について」をお諮りします。

書記に議案を朗読させます。

(議案朗読)

教育長 ただ今の議案について、提案理由の説明を求めます。

教育総務課長 議案第 23 号「女川町学校施設町民会議設置要綱を廃止する訓令の制定について」、内容をご説明させていただきます。

「女川町学校施設町民会議設置要綱」につきましては、東日本大震災により罹災した女川町の復興及び学校教育の一層の推進を図ることを目的に、平成 26 年 6 月に新規で制定した要綱となります。

本要綱で設置いたしました「女川町学校施設町民会議」は、明日の女川を担う子供たちを育てる小・中学校の将来形を見据え、「施設一体型の小中一貫教育学校」の基本計画案の策定や事業手法など、町民代表のご参画をいただきながら、これまで議論をしてまいりました。

今般、これまで議論いただきました意見等を取り入れ、整備を進め、新校舎の完成をもってこの当該要綱を廃止するものでございます。

議案に戻っていただきまして、施行日は、令和 2 年 8 月 1 日としてございます。

以上、ご説明とさせていただきます。

よろしくご審議のうえ承認賜りますようお願い申し上げます。

教育長 ただ今の議案の説明について、ご質問等ございませんでしょうか。
(発言なし)

教育長 なければ、承認ということでよろしいでしょうか。
(「はい」の声あり)

教育長 それでは、議案第 23 号は承認されました。

次に、議案第 24 号「教育財産の用途廃止について」をお諮りします。

書記に議案を朗読させます。
(議案朗読)

教育長 ただ今の議案について、提案理由の説明を求めます。

教育総務課長 それでは、議案第 24 号「教育財産の用途廃止について」、内容をご説明させていただきます。

地方自治法第 238 条の 2 第 3 項では、「普通地方公共団体の委員会若しくは委員又はこれらの管理に属する機関で権限を有するものは、その管理に属する行政財産の用途を廃止したときは、直ちにこれを当該普通地方公共団体の長に引き継がなければならない」と規定されており、今般、新たに整備した小・中学校への移転に伴いまして、学校教育施設として用途を終える女川町女川浜字大原 602 番地 3 の女川町立女川小学校、女川町女川浜字大原 601 番地 1 の女川町立女川中学校、また、女川町女川浜字大原 602

番地3の女川町学校給食共同調理場のそれぞれの施設につきまして、土地及び建物を行政財産である教育財産としての用途を廃止することについて、本日の委員会に提案し、承認をいただくものでございます。

用途廃止の年月日は、令和2年7月31日とし、用途廃止した財産につきましては、普通財産として、令和2年8月1日付けで町長に引き継ぐ予定としてございます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

教育長 ただ今の議案の説明についてご質問等ございませんでしょうか。
(発言なし)

教育長 なければ、承認ということでよろしいでしょうか。
(「はい」の声あり)

教育長 それでは、議案第24号は承認されました。
次に、議案第25号「令和2年度女川町心身障害児就学指導委員会委員の委嘱について」をお諮りします。

書記に議案を朗読させます。

(議案朗読)

教育長 議案第25号は、人事に関する議案ですので、秘密会で審議したいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 暫時休憩します。

(書記退席)

教育長 休憩前の議事を再開します。

それでは、議案第25号は、承認されました。

議事は、以上です。

12 報告事項

教育長 次に、6番「報告事項」に入らせていただきます。

はじめに、私からご報告をさせていただきます。配布資料は、工事終了と書いた「教育長報告事項」、「別添資料」でございます。これに基づきましてお話をさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

「はじめに」というところで、これは総合教育会議の時にも述べさせていただきましたが、工事がおかげさまで7月15日で終了したところでございます。

そこにいろいろと書かせていただいておりますが、改めて工事現場の最前線で頑張ってくださいました各工事に携わられました作業員等の方々に、この場を借りまして、感謝と御礼を申し上げるところでございます。

この期間、委員の皆様方ご承知のようにコロナ禍の中での作業で、大変厳しい状況下ではございましたが、大きな事故等もなく、また新型コロナウイルス感染症に感染することもなく、順調にここまでできたことに、ただただ感謝の念でいっぱいでございます。完成検査も終了いたしまして、現在は備品が搬入されているところでございます。この4連休中でほぼ備品が運ばれたところでございますが、現在も一部備品が運ばれているところでございます。予定どおり8月1日から7日まで引越し関係の業務をさせていただきまして、そして8月23日、落成式と進めてまいりたいと思っております。

実際に入ってみて、そこにいろいろと書かせていただきましたが、いろいろ気付くこと等も出てくるとは思いますが、もしそういう箇所が出たら、どうしたら使い勝手が良いかなど、小・中学校一緒に考えてほしい旨を昨日の校長・教頭会議でお願いしたところでございます。

なお、「別添資料」の1～2ページに、先生方や地域の方々の意見等を聞いたものをまとめております。大きなことから細かいことまで出ておりますが、参考まで、ご覧になっていただければと思います。

昨日の校長・教頭会議では、よく使っている言葉でございますが、はじめの3日（1週間）、あるいははじめの3週間（1カ月）、そして、はじめの3カ月でいろいろチェックしてみて、改めるべきことは改めていきましょうというようなお話もさせていただきました。

女川中学校の木村主幹教諭が「細かいことはあるけど、新しいことは非常にいいことです」と話しておりました。このような話し方を子供たちにもしてもらいたいものだと思っております。

それから、これも総合教育会議の時に協議事項としてお話をさせていただいたことでございますが、新型コロナウイルス感染症の第2波が間違いなくきていると話している専門家の先生も多いようでございます。昨日、そしておととも、全国的にも非常に感染者が多くなっているところでございます。

ただ、それに一喜一憂しているのではなく、この前お話をしましたが、第2波に向けてこれからしっかりと対応していきたいと思っております。

3ページに入らせていただきます。

例年ですと、この時期は夏休みに入りまして、プールで元気な子供たちの声を聞くとか、あるいは中学校では県中総体が終わって、

三者面談が行われたり、それが当たり前だったのですが、今年はこの当たり前の光景が見られておりません。

本町では、引越し業務もあるものですから、7月31日まで第1学期を行うことになり、31日に終業式を行う予定でございます。第1学期は、新型コロナウイルス感染症で臨時休業措置などを講じたため、何よりも子供たちには大変窮屈な生活を送らせることになりました。また、先生方にも大変ご苦勞をかけましたが、校長先生、教頭先生のリーダーシップのもと、教育委員会の職員も一丸となってこの時期を乗り越えることができました。改めて校長先生をはじめ、先生方、そして職員の皆様に感謝と御礼を申し上げます。

夏休みといいましても、今年はあるという間でございますが、昨日の校長・教頭会議では、本当にありきたりではございますが、事故のない夏休みを送ってもらうようお話したところでございます。

続きまして、小・中学校関係は、ここに記されているとおりでございますが、いくつかお話させていただきます。

4ページをご覧になっていただきたいと思います。

あとで生涯学習課長から報告があると思いますが、7月4日に女川町子供司書講座開講式を行わせていただきました。今年は参加者が多くて、すでに宮城県図書館などにも行って勉強しているところでございます。

この司書講座は本町独特の取り組みでございますが、ここから巣立っていった子供たちがジュニアリーダーで活躍するとか、あるいは本を非常に好きになって、今も読書が趣味だと言っている生徒もいるなど、非常にいい事業となっております。ぜひ今年も充実したものにしていきたいと思っております。

また、これも総合教育会議の時にお話させていただきましたが、集団下校練習、あるいは集団登校練習を行わせていただいたところでございます。繰り返すようですが、多くの皆様方のご協力、ご支援に感謝するとともに、女川の地域力のすばらしさを感じたところでございます。

7月14日に特別支援学級の七夕会がありました。特別支援学級の子供たちは生き生きと発表をしておりました。新型コロナウイルス感染症に配慮しながらの事業ではございましたが、大変中身のある温かい七夕会でございました。

小学校も中学校も現在校舎お別れの感謝の期間、小学校では「校舎お別れ感謝の週間」としてありますが、今、お別れ会等の準備

等を行っているところでございます。これにつきましては、配布されております「女川小学校だより」10号をご覧になっていただければと思います。

校長・教頭会議では、とにかく子供たちに感謝の気持ちをしっかりと育ててほしい、醸成してほしいというお話をさせていただいたところでございます。

小学校では、在庁記録を「別添資料」に載せております。

6月になりまして、いろいろな業務等、引越し業務も入ってくると思うのですが、80時間を超える先生方が多くなっていることは確かでございます。

続きまして、中学校に入らせていただきます。

6月28日に高等学校入学制度保護者説明会がございました。これは教育総務課長の資料にも載っております。

また、昨日、マスコミ等でお耳にしたと思いますが、来年度の高校入試の学力検査の出題範囲が制限されたということが報道されておりました。いよいよ高校入試に向けて本格的に動きが出てきている状況です。保護者説明会には、多数の保護者に参加していただきました。細かいところの質問等はなかったのですが、入試に対する保護者の関心の高さを肌で感じ取ったところでございます。

5ページに入らせていただきます。

6月30日に女川町学校警察連絡協議会がありました。女川交番の方から、女川町は補導件数などはゼロであると。新しくおいでになったお巡りさんから、私、赴任して補導件数ゼロは初めてだというお話を頂戴いたしました。ただ、補導されているのは、高校生の一部の生徒が石巻市内で補導されているケースがあるというお話をいただいております。夏休みの期間、女川交番でも、何かありましたら中学校と連携をとりながらやっていきたいというありがたいお言葉を頂戴しているところでございます。

中学校も、小学校と同じように、下校練習、登校練習を行いました。やはり中学生は初めて歩くものですから、疲れた、疲れたという言葉が非常に多かったということを報告をいただいております。

それから、7月19日から石巻中体連の交流大会が開催されております。これは8月1日も行われる予定でございます。

結果等については、「別添資料」に載せておりますのでご覧になっていただきたいと思います。

3年生は大きな大会等が無くなって目標を失ったりしないかと心

配しておりましたが、この交流大会を開催していただいたおかげで、一つの区切りがついたのかなと思っております。あとは進路に向けて頑張ってもらいたいと願っております。

在校記録一覧は、「別添資料」の6ページにあります。

「別添資料」7ページの「スケートボードに関する対応について」をご説明させていただきます。

これについては、教育委員会会議の中でも話題になったところがございますが、この頃ルールを守っていないのではないかという声が多かったものですから、中学校で、生徒等への話、それから該当するような生徒への注意等も含めて、話し合いを行った結果がここに載っております。

2番目のスケートボードについての情報収集についてということで、(2)知り得た情報1では、1年生、2年生でスケートボードを行っている生徒はいない。3年生では、4名がスケートボードを行っている。

その4人の生徒については、ここにあるとおり、①の生徒については、休業中はスケートボードは行っていない。

②の生徒については、鎖骨を骨折した生徒なのですが、ここ数週間スケートボードはしていない。ただ、他校生(中学生か高校生)と思われる人が女川に頻繁に来てしていると聞いているというようなことを話していたようでございます。

③の生徒については、腰を痛めてからスケートボードはやっていない。

④の生徒は、スケートボードに一生懸命なのですが、今は歩道や車道での走行は普通になっているというような話をしたので、3番目のスケートボードについての指導についてですが、当該生徒一人一人に個別に指導したということでございます。

その指導内容が、3番目の(2)に記されております。

②の生徒については、十分時間をかけて話をしたというようなことの報告をもらっております。

なお、②の生徒については、このあとの協議会でまたいろいろお話をさせていただきます。

全体では、自他の命を守るためにも、スケートボードや自転車等で遊ぶ場合には、ルールを守って、安全面に十分注意しながら楽しまなければならないということを各学年で指導したという報告をいただいております。

次の「別添資料」の8ページは、毎年いただいております埼玉県さいたま市の一般財団法人彩の国総合教育研究所から、今年も、

小学校に8万円、中学校に8万円いただいたところでございます。毎年のようにいただいております。大変ありがたく思っております。本来であれば、いつもこちらに来ていただいていたのですが、今般このような状況下でございまして、来られないということでございました。ありがたく思っております。

「教育長報告事項」5ページ、3番の議会関係につきましては、先程議案で専決処分をご承認いただきましたが、生涯学習課長から説明があったことについて、議会で審議されたところでございます。

「教育長報告事項」6ページに入らせていただきます。

令和2年度の第1回女川町行政評価委員会議が7月3日に行われました。これは、教育大綱に示されております6つの基本方針、並びに「女川町誌の編さん」に係る事業について、3名の教育行政評価委員からご指導をいただく会議でございます。それぞれにつきまして、大変きめ細かなご指導をいただいたところでございます。

これにつきましては、次回の教育委員会で報告をさせていただきたいと思っております。

それから、6月26日には教育長会議が行われたところでございます。樋口所長からここに書かれているようなお話があったところでございます。

その中で気になったのは、下の方ですが、特別支援学校の高等部に進学した生徒で、進路変更をする生徒が今年は目につくと。もちろん石巻支援学校だけではないのですが、そういう報告があったところでございます。その背景には、自分はこの学校に入る予定ではなかったというような生徒が多かったと。これは県内でございまして、石巻支援学校がどうだ、女川高等学園がどうだということではないのですが、県内で進路変更をする生徒が今年多かったという報告を聞いて、心を痛めていたところでございます。6番目は、新型コロナウイルス感染症対策本部会議の開催日等を記しております。

7ページに入らせていただきます。

7月21日に開催されました第1回女川町総合教育会議におきましては、大変貴重なご意見をいただきまして、ありがとうございます。あのご意見等を踏まえて、特に新型コロナウイルス感染症の第2波への対応をしっかりと進めてまいりたいと思っております。

それから7月22日に、第1回高等学校入学者選抜審議会が行わ

れました。この中で時間がかかったのが、審議 I でございました。令和 3 年度宮城県公立高等学校入学者選抜における配慮事項についてどうするかということで時間がかかったところがございます。結果的には、あのよう範囲を狭めて入試を行うという形になりました。また、調査書等々も、部活動も県大会、東北大会、全国大会がなかったので、そういうことがなかったことが影響のないような記入の仕方をする等々について確認されたところがございます。

昨日 4 時にこの件については公表されたところがございます。

9 番目の東部採択地区協議会については、議案のとおりでございます。

校長・教頭会議につきましては、昨日行われたところがございます。

「別添資料」10 ページに指示事項等を書いております。その中で、下の方に、新しい学校生活がスタートしたらと。まず、3 日のできることは、挨拶の徹底だと。それから「感謝」の心の醸成をお願いしたい。いろいろ細かいところなど出てくるだろうが、その前に動こう。愚痴は組織を成長させないということなどということをお話させていただきました。そして、「校舎のお別れ会（仮称）」、「落成式」、これをしっかりお願いしたい旨をお話したところがございます。

「教育長報告事項」7 ページに戻りまして、11 番の生涯学習関係については、あとで生涯学習課長から報告がございます。

8 ページに入ります。その他でございます。

いくつか書かせていただいておりますが、「別添資料」の 11 ページに、不審者、本町でもありまして、教育委員の皆様には大変ご心配をかけたところがございますが、相変わらず管内では発生しております、これ以外にも、あとでまた教育総務課長から追加してもらった形になりましたが、大変不審者が多いことを危惧しているところがございます。毎月だからという捉え方をしているところもあるようですが、私はこれを非常に危惧しております、こういうことがあってはならないと思っております。何よりも子供が小さくなればなるほど、高校生もそうなのですが、ずっと心の傷として残るものですから、何とかこれについては無くなるよう、町内ではもちろん、管内でも気をつけていきたいと思っております。

最後に、「おわりに」ということで何点か書かせていただきました。町民の皆様から、新しい学校を見てみたいねと何人かの方か

教育総務課長

からお話をいただいているところでございます。大変ありがたいお話でございまして、教育総務課長とも相談しまして、前の期間は保護者や議員などに内覧してもらうので、学校がスタートしたら、フリー参観みたいな形で、地区ごとに区長を含めましてご覧になっていただきたいと思っております。

また、備品搬入の業者から、ずいぶん立派な学校だねとお褒めの言葉を頂戴しました。本当にありがたいお話でございます。

最後に、校長先生方には、東日本大震災から10年目だと。何よりも、町長が町のど真ん中に学校を建設と話してから10年目だと。いろいろな思いが詰まった施設一体型小中一貫教育学校だと。何を大事にしながら前に進んでいくかということを確認して、やっつけよう。何と言ってもキーパーソンは先生方一人一人だよというお話をさせていただいたところでございます。

私からの報告は、以上でございます。

続いて、教育総務課長から報告させます。

それでは、教育総務課の「報告・連絡事項」ということでご説明をさせていただきます。

まず、大項目1、日程関係でございます。抜粋して報告をさせていただきます。

実施済みといたしまして、高校入試制度の保護者説明会を6月28日（日）、まちなか交流館で開催いたしました。出席していただいた保護者は21名となっております。

それから、(3)小・中学校の登下校の訓練ということで、7月7日に下校訓練、1週間後の7月14日には登校訓練をさせていただきました。地域の皆さんが非常に協力的で、見守りをしていただきました。学校側も大変感謝をしております。

(6)第1回女川町総合教育会議を7月21日に開催しております。教育委員の皆様には、お忙しい中ご出席をいただきまして、ありがとうございました。

次に、実施予定でございます。

新校舎の鍵の引継ぎを7月31日（金）午後4時30分から新校舎で行いたいと思います。学校設置者である町長から教育委員会を代表して教育長に、教育長から各学校長に鍵の引継ぎを行わせていただきたいと思っております。

(3)教職員の健康診断です。8月17日（月）に健康診断を行う予定としてございます。

次に、大項目2、女川小・中学校建設工事進捗及び移転関係についてということです。7月15日（水）に、おかげさまをもちま

して、工事は竣工をいたしました。翌日、完成検査を行いまして、7月17日に工事事業者から鍵等の引渡しを受けております。7月17日、18日で新校舎内に養生を掛けまして、備品の搬入を7月20日から今月末まで、什器関係、教材関係等々、今、備品の搬入を行っているところでございます。机、イス、ロッカー等はすでに搬入が終わりまして、配置をしていただいております。今は教材関係です。音楽関係、昨日はピアノなど、あと体育教材等々を入れていただいております。

それから、8月1日（土）から8月7日（金）まで引越し作業を行います。引越しに伴いまして、NTTの回線の切り替え工事が8月8日（土）に予定されています。8月1日から8月8日まで学校で固定電話が使えないということになりますので、その期間は、学校にあります携帯電話を連絡先とさせていただきます。関係者に通知を行うこととしております。教育委員会からは、県との関係、それから管内市教育委員会、町内では女川消防署、交番所、地域医療センターに周知を行う予定としてございます。

保護者に対しては、各学校から周知をする予定としてございます。それから、8月19日から21日までの期間に児童生徒、保護者等の内覧を予定してございます。

小学校から、配慮を要する子供が急に新しい校舎に来たときに、環境が変わってしまって戸惑うのではないかとというような校長先生からのご相談もありまして、何度か新しい校舎に、できれば配慮を要する子供が環境に慣れるように、そういう対応をとっていきたいというふうに思っています。新しい校舎を見せながら、教室はここなんだよとか、これはここにあるんだよとか、少しでも環境に慣れるような配慮をこの期間でとれたらいいなというふうに考えています。

8月23日（日）です。第2学期の始業と、午後2時から落成式を行います。教育委員さんにも、ご多忙のところ大変申し訳ございませんが、ご出席をよろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、前日に会場準備と書かせていただきましたが、これは前々日に会場準備を進めていきたいと思ひています。

次に、大項目の3番、不審者報告ということで、これは先般、女川小学校の第6学年児童に係る声かけ、つきまとい不審者の情報でございますが、至急教育委員さん方に情報提供をということで、7月21日に開催いたしました総合教育会議でご報告をさせていただきます。

内容については割愛をさせていただきますが、本町以外に、石巻

市、東松島市で6月22日から1カ月間の間に9件ほど、そういうふうな情報提供が石巻警察署からありました。かなり多い件数だなというふうに感じてございます。

それから次のページ、大項目の4番です。夏期休業ということで、改めてここに記載させていただいておりますが、夏休みについては、8月1日から22日まで。2学期の始業は8月23日。日直を置かない日は8月11日から8月16日までとさせていただきます。

それから、大項目5番、その他でございます。

浦宿第二歩道橋の補修工事が行われるということで、先般、工事を所管いたします東部土木事務所から工事工程等について説明をいただきました。説明の中では、7月から来年2月まで、浦宿第二歩道橋の補修工事が施工されると。施工の方法については、歩道橋を全面通行止めにして施工するというところでございます。その間、警察は仮設ということはないということなのですが、仮設でふじ旅館の出入り口周辺から横断歩道をつけるということでございました。

小学校の低学年の子供たちについて、車道幅が結構広いですから、しかも登校と下校とあの辺の道路の車の通も多いということで、保護者からスクールバスで対応してもらえないかというようなご相談が浦宿二区の区長のほうにあったようでございます。

歩道橋を渡らなければぐるっと遠回りになってしまって、通学する距離も時間もかなりかかってしまうだろうということで、学校と教育総務課で相談をさせていただきましたが、工事完了までは、歩道橋を渡らなければ通学が遠回りになってしまうような子供に関して、スクールバス対応とさせていただいたところでございます。

報告となって申し訳ございませんでしたが、そういう対応をさせていただきたいと思っております。

次に、(2)「子ども110番の家」の設置協力ということで、女川小学校から、児童生徒の登下校時の安全確保を図るため、駆け込み場所として「子ども110番の家」ということで、主要道のところに、商店10店舗ですが、駆け込みの「子ども110番」の家の協力をお願いしたいというようなことでございました。こういった形でプレートを作らせていただきましたので、このプレートを手配し、納入次第ということなのですが、作っていただいて届きましたので、これを各10店舗の商店に、店の前の子供たちから見えるようなところに貼っていただくようにご協力をお願いする

教育長
生涯学習課長

予定としております。

私からは、以上です。

続きまして、生涯学習課長から報告させます。

それでは、「生涯学習課報告・連絡事項」をお開きいただきたい
と思います。

まず、1、日程関係、「7月実施事業 8月実施予定事業一覧」
という次のページをお開きいただきたいと思います。

主な項目のみ報告させていただきます。

まず、7月に実施しました事業につきましては、4日、先程教育
長からもありましたが、子供司書講座の開校式を開催してありま
す。こちらは定員が8名だったのですが、10名の申し込みがあり
ました。そこで2名断るというわけにはいかないなので、10名
すべて受け入れまして、10名での司書講座を開催します。

7月5日（日）、やっと事業が開催されまして、春季協会長杯ソ
フトボール大会を実施しております。

11日（土）、鳴り砂の清掃活動。小屋取と塚浜、こちらは一般の
方々を募集しまして、鳴り砂を守る会で実施いたしました。これ
を約15名の参加で実施しております。

15日（水）に予定の第5回復興祈念グラウンドゴルフ大会は、
雨天のため、17日（金）に延期して、開催いたしました。

18日（土）、第2回になります子供司書講座。こちらは県の図書
館から司書の方がみえまして、司書の役割や本の仕分けの仕方
等々の座学を、子供たちは2時間座りっぱなしだったのですが、
スイッチを切らさずに授業を受けておりました。

22日（水）、老壮大学。これは70名の申し込みがあったので
すが、健診等も重なりまして50名の参加で、ラフターヨガという
座りながらできるヨガを実施しております。

25日（土）に、まなびっこ（海の体験教室）。こちらで、同じよ
うに小屋取で鳴り砂の清掃と、子供たちの釣り体験等々。去年は
スイカ割等もやったのですが、今年は新型コロナウイルス感染症
の関係で飲食ができないということで、輪投げでの商品取り等々
をやって、8家族18人の参加で海の体験教室を行いました。

8月の実施予定事業になります。

1日（土）、手作りの絵本講座を実施いたします。こちらは5組
の申し込みがあります。

6日（木）、第3回子供司書講座。こちらが、先程教育長からあ
りましたが、宮城県図書館に10名で行って、図書館のバックヤ
ード等の見学と、座学も1時間程度やりまして、体験をしてきま

す。

9日（日）、親子アドベンチャークラブということで、竹浦でカヌーの体験を予定しております。

8月になりますと、夏休みに入ってきますので、いろいろな日中の体験事業を開催する予定になっています。

23日（日）に東北社会人サッカーリーグ1部。落成式と重なるのですが、やっと女川のホームで第1試合目が開催されます。

26日（水）に老壮大学、同じくHLAB視察とありますが、本来であれば、夏にサマーキャンプということでやっていたのですが、新型コロナウイルス感染症の状況で、今のところウィンターキャンプということで、12月の末の開催予定で進めています。ただ、今後の状況を見ながら判断するという形ですが、現地の視察ということで26日、27日に来る予定になっております。

行事予定については、以上になります。

1枚目の2に戻っていただきまして、第6回7月臨時議会で、本課の関連といたしまして、行政報告、それから一般議案で、先程報告いたしました、野球場の復旧・改修工事をやっております。行政報告につきまして、3枚目をめくっていただきまして、1,000万円以上5,000万円未満の工事については、行政報告ということで議会に報告することになっております。その資料が添付してあります。

工事につきましては、女川町総合体育館手摺改修工事になります。契約金額が1,349万7,000円で、鈴木建設株式会社と契約を結んでおります。

工期につきましては、8月末いっぱいとなっております。

入札の状況については、下の表のとおりとなっております。

1枚めくっていただきまして、工事の内容ですが、写真を添付しております。

3階のギャラリーに手すりがあるのですが、こちらの写真のとおり、階段を下りていったところに段差があって、そこが低くなるので危ないという指摘を受けましたので、階段から下りる部分のところだけ30cm高くして、床面からですと、今70cmですが、90cmくらいなるのですか。そこを上げます。

もう1枚めくっていただきまして、手すりのメンテナンスになります。体育館の両脇にあるところなのですが、そちらにつきましては、現在、支柱の床にクラックがありまして、荷重をかけると安全確保ができない恐れがあるため、そちらのクラックに接着剤を充てんして、新たにアルミの手すりを設置するという工事にな

っております。

以上が、行政報告でさせていただいた案件になります。

また1枚目に戻っていただきまして、3番目、新型コロナウイルスの感染拡大防止対策でございます。

利用制限ということで、宮城県の段階的緩和の目安のステップ②、③ということでやってきましたが、昨日までの状況ですと、7月いっぱいだったのですが、8月1日から7月10日の状況を継続するという見通しが出てくるような形になってきております。今後、本町の事業も、今報告させていただきましたが、事業を開催するにあたって、2)のとおり、今までと同じように、十分な換気と十分な間隔、手指等消毒と検温などをやりまして、実施していくという方向になります。

以上、生涯学習課からの報告とさせていただきます。

教育長 報告は以上でございますが、何かご質問ご意見等ありましたら、お願いいたします。なお、このあとの協議会の場でも結構でございます。

阿部委員 一つだけいいですか。「子ども110番の家」なのですが、以前からあった方がいいなとは思っていたので、子供たちが、スクールバスから、歩いて通学が始まるタイミングということになったのだと思うのですが、多分不審者が出るのは、通学の登下校時だけではないと思いますし、エリア以外で子供たちが遊んでいる時にもそういう事態は想定されるのではないかと思いますので、例えばセブンイレブンの浦宿店であるとか佐藤貞商店とか、もうちょっと一回り広い範囲、あと大沢だったら例えば丸五商事であるとか、ああいったところにもお願いしてやったほうがよろしいのではないかなと思います。

教育総務課長 大変貴重なご意見、ありがとうございます。小学校から10店舗ということで、20枚ほど用意させていただきました。あとは防犯協会の職域の会員の事業者にもご協力をいただけるということだったので、子供たちはどこで遊ぶか分からないものから、順次エリアを広げるという検討は進めていきたいと思いません。ありがとうございます。

教育長 貴重なご意見、ありがとうございます。

私も区長から、「登校の時はいいんだ、みんな見ているから。土曜日、日曜日はどうだろうか、教育長」と、確かに言われました。それはおいおい広げていくとか、増やしていくとか。いずれにしてもそういう家を、駆け込むところをまず子供たちに慣れさせるようにしていきたいということでお話をさせていただき

	<p>ましたが、全くおっしゃるとおりだと思います。ありがとうございます。</p> <p>ほかにございませんか。</p>
中村委員	<p>新校舎の内覧についてですが、児童生徒・保護者を対象については、19日から21日までの間でのいずれかで調整ということなのですが、これは1日ということですか。その中の1日をとって内覧していただくということですか。</p>
教育総務課長	<p>そのやり方については、学校は広いのですが、密にならないような形で、夏休み中ということもありますので、やり方については学校と今相談をしているところでして、明日、学校とその辺について煮詰めていきたいと考えています。</p> <p>恐らく一日で終わるということにはできないと思いますので、学校で学年ごとに見せていかなければいけないのかなと思いますと、2日くらいかかるのではないかなと思っています。</p> <p>あとは、町議会の議員さんにもご覧いただいて、あと一般の住民の方々が見たいというような要望もございます。それから役場の職員も、実はまだ見ていないところもございます。そういったところもありますので、そういう対応を考えていきたいと思いました。</p> <p>住民の方々に関しては、新しい校舎ができたなら、新校舎フリー参観というのですか、授業と、そういったところで見ただけのような期間をとって、そういう対応をとらせていただきたいと思っています。</p> <p>その中で、8月19日から21日の中でうまく段取りをとっていただければいいなというふうに思っています。</p>
中村委員	<p>児童生徒についてはもちろん日中で大丈夫だと思うのですが、保護者等は、お仕事も日中なされている方なので、その時間帯などもどうなのかなと思ったものですから。</p>
教育長	<p>それはとにかく、まず一回校長先生方とご相談をして、柔軟に、フリー参観は何回もやっていますので、あと土曜日、日曜日にできないのかということも出てきた時には、そこは検討してまいりたいと思っております。ありがとうございます。</p> <p>ほかにございませんでしょうか。</p>
横井委員	<p>多分、登下校一回ずつ練習をしたと思うのですが、新しいところでのスタートというのが23日からになりますよね。給食の業者としても、今の校舎にも行ったりしているのですが、見ていると、大きい業務用の車が止まっても、わざわざ大原住宅の中の給食用のところから体育館を通過してぎりぎりまで送ってこられる親</p>

御さんとか、あと校庭の下のところとか、門の周りとか駐車場とか、何か所かにそういう方々が何台もいるのですが、これが、ここ1カ所に小・中学校となると、役場に勤められている方とか給食の搬入とかと時間帯がかぶるので、あの辺のところの注意喚起といいますか、前に自転車通学の時に一回話題になったと思うのですが、車の場合は下で、あるいは駅前でとかというような何かそういう習慣づけをしないと、あの辺で子供たち、車を寄せるのではちょっと心配だなというか。

教育長 原則徒歩ということにはなっているのですが、いろいろな事情で車で送ってこなければならぬという特別な事情は除きますが、これも校長先生、教頭先生たちと話をしなければならぬのですが、原則その下とか。今回の落成式も一方通行にするような形にしておりますので、そういうルールを決めないと、確かにあそこの入り口、ご覧になったように車止めの棒とかありますが、しっかりと対応していきたいと思っております。

横井委員 ちょっとお手数でも、登下校が始まる1週間ぐらいは、ある程度何人が配置していて、その辺で止めて降ろすとかということは極力、できないんだ、しないんだという方向付けをしないと、疲れた、疲れたというその言葉に代表にされるように、かわいいから送っていくとか、せがまれたから送っていくとなると思うので。

教育長 これは、学校は今もやっていると思うのですが、スタートまでのこれからの働きかけが非常に大事で。

横井委員 せっかく真ん中に登校させるという大きな意味もあるので、それは体力をつけさせるというのは、より今大事なのかなと。

教育長 おっしゃるとおりだと思います。明日、諸々打ち合わせがありますので、改めてまたお話を教育総務課長からさせていただきますが、私からもすぐこの件についてはお話をさせていただきます。

これからずっと続くことなので、しっかりとしたルールを、どういう時に上まで来ていいのかとか、そういうところまでしっかりと確認していきたいと思っております。ありがとうございます。ほかにございませんでしょうか。

(発言なし)

教育長 もし何かありましたら、次の協議会を出していただければと思います。

報告は、以上で終わります。

13 その他

教育長 次に、7番「その他」に入ります。
事務局から何かありませんか。

(「特にありません」の声あり)

教育長 では、来月の日程を組ませていただきたいと思います。

〔8月25日(火)午前10時からということで調整〕

教育長 25日火曜日ということで組ませていただきます。

それでは、令和2年第9回教育委員会は、これで終了させていただきます。

14 閉 会 午前11時28分

15 本委員会の議決の次第は、次のとおりであります。

報告第13号「専決処分の承認を求めることについて」(承認)

議案第19号「令和3年度使用教科用図書及び令和3年度使用学校教育法附則第9条の規定による教科用図書(一般図書)の採択について」(承認)

議案第20号「女川町教育委員会組織規則の一部を改正する規則の制定について」(承認)

議案第21号「女川町立学校の通学区域に関する規則を廃止する規則の制定について」(承認)

議案第22号「女川町児童生徒遠距離通学費補助金交付要綱の一部を改正する訓令の制定について」(承認)

議案第23号「女川町学校施設町民会議設置要綱を廃止する訓令の制定について」(承認)

議案第24号「教育財産の用途廃止について」(承認)

議案第25号「令和2年度女川町心身障害児就学指導委員会委員の委嘱について」(承認)

16 この会議録の作成者は、次のとおりであります。

教育総務課 課長補佐 今村 等

上記記録の正確なることを認めここに署名する。

令和2年8月25日

会議録署名委員

1 番委員

4 番委員

